

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十六条第二項の規定に基づき労働大臣が期間を定める件（平成二年労働省告示第八十三号）

改正案	現行
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十六条第二項の厚生労働大臣が定める期間は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第四条第一号から第十三号までの業務、同条第十六号の業務のうち建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務並びに同条第十七号から第二十三号まで、第二十五号及び第二十六号の業務にあつては、<u>三年</u>とする。</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十六条第二項の厚生労働大臣が定める期間は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第四条第一号から第十三号までの業務、同条第十六号の業務のうち建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務並びに同条第十七号から第二十三号まで、第二十五号及び第二十六号の業務にあつては、<u>一年</u>とする。</p>